



<タイトル> 特別定額給付金の給付誤りがありました

特別定額給付金については、5月7日から申請の受付を開始し、15日から給付を行っております。

5月20日に給付を行った方のうち、同姓同名の方の口座に誤って給付していたことが判明しました。

本来給付を受けるべき方からの連絡により、判明したものです。

- ・口座振込誤り 1件
- ・振込金額 30万円

本来給付すべき対象者へは、5月27日に給付を行います。

誤って給付した方からは、5月25日に返還いただく予定です。

今後、確認体制の見直しを行い、給付誤りがないように取り組んでいきます。

本件についての問合せ先  
佐渡市役所 社会福祉課 地域福祉係  
電話(直通)0259-63-5113